

お客さま各位

不正口座利用防止のためのご協力のお願い

東京南農業協同組合

当組合では、犯罪収益移転防止法に基づいたお客さまの取引時確認を徹底しております。近年、社会問題となっております「オレオレ詐欺」、「架空請求」、「闇金融」をはじめとする振り込み詐欺等の犯罪行為に口座を不正に使用されることを未然に防止するために、下記につきましてご協力をお願いいたします。

記

- ・ **口座開設をお申込していただく際、最寄りの支店をお選びください。**
(ご自宅もしくはお勤め先が管内(日野市・多摩市・稲城市)にない、また最寄りの支店をお選びいただけなかった場合は、その理由をお伺いし、お申し込みをお断りする場合がございます。)
- ・ **口座開設理由・ご職業を確認させていただきます。**
(平成25年4月1日より、改正犯罪収益移転防止法の施行に伴い、義務付けられております。)
- ・ **法人のお客さまの口座開設については、原則、お申込みいただいてから1週間後の口座開設とさせていただきます。**
- ・ **勤務先と勤務先の住所を必ずご記入ください。**
(確認のため、勤務先へ電話等の方法で確認させていただく場合がございます。)
- ・ **携帯電話が連絡先の場合は、面前で届出の携帯番号にダイヤルし確認させていただく場合がございます。**
- ・ **20歳未満の方は、保護者の方に連絡し確認させていただく場合がございます。**
- ・ **J A ネットバンクのご利用は、原則、口座開設後3ヶ月の期間を経過してからとさせていただきます。**
- ・ **犯罪利用の疑いがあると認められる貯金口座等については、お取引の停止等の措置を講ずる場合がございます。**

以上